

■ 申請時点で、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

✓ 欄	申請者の要件
	① 所有権を有する個人又は所有者の承諾をうけた個人である。
	② 市税を滞納していない。
	③ 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者）ではない。
	<子育て世帯の場合>
	④ 10年以上継続して居住する意思がある。

✓ 欄	住宅リフォームの要件
	① 一戸建ての住宅又は併用住宅である。 (併用住宅の場合は、住宅部分の床面積按分により補助額を算定します)
	② 居室、台所、水洗便所（簡易水栓は除く）、浴室を有している又はリフォーム工事で設ける。
	③ 耐震改修、バリアフリー改修、省エネルギー改修のうち、いずれかを行う。 (工事内容の詳細は別紙参照)
	④ 60万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く）でリフォームする。
	⑤ 市内の施工業者が行う。
	⑥-1 建築着工日が昭和56年6月1日以降である。
	⑥-2 昭和56年5月31日以前に着工された住宅（旧耐震住宅）の場合、リフォーム後の実績報告時に耐震診断結果を提出できる。
	⑦ 1年以上空き家又は空き家バンク登録物件である。
	<リフォーム後に賃貸又は売却をしない場合>
	⑧-1 自ら又は自らの親族等が居住する。
	<リフォーム後に賃貸又は売却する場合>
	⑧-2 空き家バンクへの登録又は不動産業者と媒介契約を行う。
	<市街化調整区域で賃貸住宅とする場合>
	⑧-3 賃貸が可能であることを確認している。

- ・リフォーム工事契約前に申請が必要です。
- ・空家法第22条第2項に基づき勧告された特定空家等は補助対象外です。
- ・耐震診断は活用する住宅の状況を知っていただくために実施するもので、耐震改修工事は必須ではありません。
- ・木造住宅の耐震改修については、別途補助制度があります。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室
☎ 086-803-1410
 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
 akiya@city.okayama.jp



令和8年度 岡山市空家等適正管理支援事業 リフォーム補助金

空き家の再生活用の促進を図るため、空き家のリフォーム費用の一部を補助する制度です。

1年以上空き家
又は
空き家バンク登録物件

一戸建て住宅
又は
併用住宅



申請受付期間 令和8年5月1日(金)から令和8年12月18日(金)まで
 旧耐震の場合は 令和8年11月30日(月)まで
 (令和9年2月12日(金)までに実績報告が必要です)

補助率 補助対象経費 (リフォーム費用) の1/3

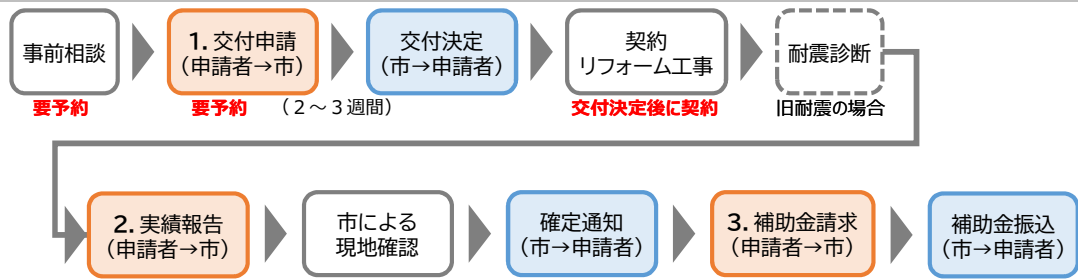
補助上限額 60万円

子育て世帯の場合は 70万円
 (18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯)



- ・予算に達し次第受付を終了します。
- ・相談や提出は事前に予約をしてください。
- ・補助の要件や申請書類などは、市HPをご確認ください。
- ・虚偽の申請や不正があった場合は、補助金の返還をしていただくことがあります。

■ 申請の流れ



✓ 欄	1. 交付申請時に必要な書類
	① 補助金交付申請書 (様式第1号)
	② 住民票
	③-1 不動産登記事項証明書 (建物) 又は登記情報提供サービスによる登記情報 <所有者が複数いる場合> ③-2 補助金の申請に係る同意書 (参考様式) <建物登記がない場合> ③-3 遺産分割協議書など所有権が確認できるもの
	④ 市税の滞納無証明書
	⑤-1 電気又は水道使用量の明細書など (1年以上空き家であることがわかるもの)
	⑤-2 空き家バンクの登録ページの写しなど (空き家バンクへの登録がわかるもの)
	⑥ リフォーム工事の見積書 (施工場所、施工内容がわかるもの) (作成年月日、施工者の名称、所在地、押印があるもの)
	⑦ 付近見取図
	⑧ 各階平面図 (リフォーム部分・居室・台所・水洗便所・浴室があることがわかるもの) (併用住宅の場合は、住宅と住宅以外の部分の面積がわかるもの)
	⑨ 外観及びリフォームを行う部分の写真 (申請から2か月以内の撮影日のあるもの)
	<建築確認申請が必要な場合> ⑩ 確認済証の写し
	<耐震改修工事を行う場合> ⑪ 補強計画書の診断評価書の写し
	<子育て世帯の場合> ⑫ 住民票の写しなど子育て世帯であることがわかるもの
	<子育て世帯の場合> ⑬ 10年間継続して居住する旨の誓約書 (参考様式)
	⑭ 消費税仕入額控除確認書 (参考様式)
	<代理受領の場合> ⑮ 代理受領 (予定・変更) 届出書 (様式第9号)
	<交付決定後に提出が必要> ⑯ 債権者登録申請書

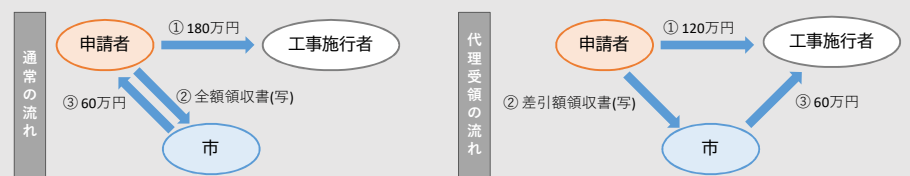
✓ 欄	2. 実績報告時に必要な書類
	① 補助金実績報告書 (様式第6号)
	② 工事請負契約書の写し (契約日は補助金交付決定日以降の日付であるもの)
	③-1 リフォーム工事の領収書及び明細書の写し (作成日、施工業者の名称、所在地及び押印があるもの。一式計上は不可) <代理受領の場合> ③-2 リフォーム工事費から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
	<代理受領の場合> ③-3 内訳報告書 (様式第11号)
	④ リフォーム部分の施工前、施工中、施工後の写真 (撮影日のあるもの)
	<建築確認申請が必要な場合> ⑤ 検査済証の写し
	<昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合> ⑥ リフォーム後の耐震診断結果報告書の写し
	<耐震改修又は省エネルギー改修を行った場合> ⑦ 建築士による工事実績報告書 (岡山市木造住宅耐震改修補助制度を利用する場合を除く)

✓ 欄	3. 補助金請求時に必要な書類
	① 補助金請求書 (様式第8号)
	② 補助金確定通知書 (実績報告後に市が作成するもの) の写し
	<代理受領の場合> ③ 代理受領に係る委任状 (様式第12号)

・リフォーム後に、居住の場合は電気又は水道使用量の明細書など、賃貸・売却の場合は媒介契約書などを提出いただくことがあります。
 ・必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

■ 必要書類の取得について ※詳しくは、各機関へおたずねください
 ・住民票…各区役所 市民保険年金課、各支所、地域センター、市民サービスセンター、連絡所、市民サービスコーナーなど
 そのほか、マイナンバーカードをお持ちの方はコンビニエンスストアで取得可能です
 ・不動産登記事項証明書 (建物)…岡山地方法務局 (岡山市北区南方一丁目3番58号)
 オンラインでの請求や登記情報提供サービスの利用ができます
 ・市税の滞納無証明書…各区の市税事務所 マイナンバーカードをお持ちの方はオンライン申請ができます

■ 代理受領について
 補助金を市から直接施工業者へ支払うことができる制度です。ご希望の方は、必要書類を提出してください。



■ リフォーム工事内容

・耐震改修、バリアフリー改修、省エネルギー改修のうち、下記のいずれか1つを行うこと。

工事種別	基準
□耐震改修	□ 岡山市建築物耐震診断事業を利用して耐震診断、補強計画及び計画後の耐震診断を行い、その計画に基づき建築士が実施設計し、工事監理を行って施工した耐震改修工事又は岡山市木造住宅耐震改修等事業を利用して実施する部分耐震改修もしくは耐震シェルター設置工事
□バリアフリー改修	□ てすりの設置（3か所以上）
	□ 段差解消（1室以上）
	□ 廊下幅等の拡張（1か所以上）
	□ 昇降機の設置（1基以上）
	□ トイレ改修（和式便器から洋式便器へ変更するもの）
	□ 扉の変更（開き戸から引き戸もしくは折れ戸に変更するもの又は扱いやすい取っ手の扉へ取り替えるもの）
□省エネルギー改修	□ 窓の断熱改修（環境省が補助対象に指定している断熱改修工事（先進的窓リノベ））
	□ 外壁、屋根・天井、床の断熱改修（国土交通省が補助対象に指定している断熱改修工事（みらいエコ住宅））
	□ 太陽熱利用システム設置（JISに適合したもの又は一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けた設備を設置する工事であること）
	□ 節水型トイレ設置（JIS A5207の「節水Ⅱ型大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されている節水型トイレ）
	□ 高断熱浴槽設置（JIS A5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されている高断熱浴槽）
	□ 高効率給湯器設置（CO2冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）又は潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）のいずれか）
	□ 家庭用定置型蓄電池設置（一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が補助対象に指定している機器）

・リフォーム対象工事

対象になるもの	対象にならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の葺き替え、塗装、防水 ・給湯設備の設置 ・部屋の間仕切り変更 ・ふすま、障子の張替え ・増築、減築 	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の張替え ・浴室、トイレのリフォーム ・建具の取替えや修理 ・畳の取替え ・シロアリ駆除 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・附属屋（車庫等）の工事 ・門扉、塀の工事 ・家具、家電等の設置で取り付け工事を伴わないもの 等

・附帯工事

リフォーム工事と同時に行う附帯工事（家財道具等の搬出処分、屋内の清掃、屋外の雑草などの除却）は、補助対象となります。リフォーム工事とは別の市内施工業者でも構いません。

附帯工事の補助対象経費は、リフォーム工事の補助対象経費の1/5を上限とします。

(参考)リフォームなどの相談窓口

・住まいのダイヤル(公益社団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター)

【国土交通大臣指定の住まいの相談窓口】

住宅の取得やリフォームに関してトラブルや不安を抱える消費者等から、技術的問題から法律的問題まで幅広い相談をお受けしています。

03-3556-5147(10時～17時 土、日、祝休日、年末年始を除く)

